

平成27年(行ウ)第1号 安全な場所で教育を受ける権利の確認等請求事件
原告 28の1 外
被告 福島県外6名

答 弁 書

平成27年 5月29日

福島地方裁判所民事部 御中

〒960-8011 福島市宮下町7番16号

渡辺健寿法律事務所(送達場所)

電話 024(533)6145

FAX 024(533)6146

被告福島県訴訟代理人弁護士 渡 辺 健 寿



同訴訟復代理人弁護士 渡 辺 慎 太 郎



同 鈴 木 靖 裕



同 久 納 京 祐



同 安 倍 孝 祐



I 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの被告福島県に対する請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする

との判決を求める。

II 請求の原因に対する認否

第1節 「第1節 当事者」に対して

第1 「第1 原告ら」に対して

1 1に対して

県内子ども原告らについて、新たな被ばくを「事実上強要されている」との点について否認。原告らが被ばくを避けるためと考えて避難することは何ら妨げられていない。

「被告国及び被告福島県による情報の隠ぺい、無為無策、あるいは意図的に被ばくさせようとしたのではないかとしか思えないような諸施策」との点について否認。

原告らが、「避けることができた無用の被ばくを事実上強要され」との点について否認。

その余は不知。

2 2に対して

「被告国及び被告福島県による情報の隠ぺい、無為無策、あるいは意図的に子どもを被ばくさせようとしたのではないかとしか思えないような諸施策」との点について否認。

原告らが、「避けることができた無用の被ばくを事実上強要され」との点について否認。

その余は不知。

第2 「第2 被告ら」に対して

1ないし6項について、被告福島県として認否の限りでない。

7項について、被告福島県は、本件原子力発電所事故に関して、原告らが主張するような形で国を補完する義務を負うものではない。

第2節 「第2節 県内子ども原告らの被告福島市、同伊達市、同郡山市、同いわき市、同会津若松市に対する請求について」に対して

本事件については被告福島県として認否の限りでない。

なお、本件が御庁平成26年（行ウ）第8号安全な場所で教育を受ける権利の確認等請求事件（以下「26年（行ウ）8号事件」という）に併合されることを前提として、被告福島県の考え方は26年（行ウ）8号事件平成27年5月7日付準備書面(1)のとおりである。

第3節 「第3節 原告全員の被告国及び被告福島県に対する請求」に対して

本件が26年（行ウ）8号事件に併合されることを前提として、同事件における被告福島県の平成27年5月29日付準備書面(2)の認否を援用する。